

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市自殺対策協議会			
事務局 (担当課)	精神保健福祉課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 3 (直通)			
開催日時	平成 3 1 年 2 月 7 日 (木) 午前 1 0 時 ~ 1 1 時 3 0 分			
開催場所	相模原市民会館 2 階 第 2 大会議室			
出席者	委員	1 5 人 (別紙のとおり)		
	その他	3 人 (精神保健福祉センター所長、所長代理、他 1 人)		
	事務局	5 人 (福祉部長、精神保健福祉課長、他 3 人)		
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数 0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 関係団体の取組について (2) 第 2 次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の進行管理について (3) その他 ・ゲートキーパー養成研修について</p> <p>4 閉会</p>			

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

(△ は会長の発言、○は委員の発言、 □ は事務局職員等の発言)

1 開会

会長が開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 関係団体の取組について

- ・ 委員から司法書士会の取組について説明
- ・ 委員から『かながわ「いのちの授業」ハンドブック【概要版】』について説明

< 司法書士会の取組について意見交換等 >

自殺未遂者の中には債務整理や犯罪被害等の法的な解決が必要となる課題を抱えている方がいるが専門家や行政の支援で解決可能なものもあり、司法書士会の取組は大変有意義である。ベッドサイド法律相談は神奈川県司法書士会が独自に実施している取組か。他県の司法書士会でも同様に実施しているのか。

当会は神奈川県の助成を受けて実施している。知っている限りでは東京都と福岡県の司法書士会に同様の取組がある。地域によって自殺に対する取組に差があると感じている。

実際の支援において、どのような難しさや苦勞があるのか。

精神疾患のある方を支援する場合、より深く関わる必要がある。病状等によっては、約束の時間に来所することが難しかったり、手続きに必要な書類の準備に支援が必要であったりと様々な状況がある。面談をする司法書士は傾聴の姿勢で臨み、話し方に配慮する必要もある。支援に当たっては精神疾患に関する理解や医療機関との連携が必要であり、当会も実施しているゲートキーパー養成研修の受講等によって、司法書士も知識や技術を身につける必要がある。

一般の方は破産そのものに抵抗感がある。この抵抗感は何が要因と考えられるか。

破産について正確な知識がないためだと感じる。知人から借金をしている場合は、破産によって「迷惑を掛けてしまう」という意識が働くこともある。また、「破産の事実が広く知れ渡ってしまう」、「破産後には何もできなくなってしまう」といった心配等も破産について正確な知識がないために生じるのではないか。

借金問題で悩んだ末に自死に至る方がいるが、借金で死ぬ必要はないと言いたい。仮

に恩人等から借金をしているという事情がある場合でも、破産の手続きが済んでから相手に恩を返すことはできる。法律が破産後の恩返しまで禁じているわけではない。専門家に相談すれば、事情に合わせて説明もできる。借金を理由に悩んでいる方に接した場合は、弁護士や司法書士といった専門家が「借金で死ぬ必要はない」と言っていたと伝えてほしい。相談や手続きに係る費用について心配がある場合は法テラスを利用することも伝えてほしい。

他に質問等はあるか。

労働者の自殺対策についての取組を知りたい。

労働相談センターが相談に応じている。しかし、労働者のプライベートな悩み相談についての窓口はないのかなと思う。

各委員が所属されている団体においても関係機関や団体との連携が必要になる場面があると思うが、連携における課題や共有できる事例はあるか。

自殺リスクのある患者や家族について、経済問題や家庭問題等を抱えている場合、入院を機に相談員に相談する方もいるが、診察場面で医師に直接相談する患者もいて、医師から相談員につないで関わっていくこととなる。支援の事例を積み重ね、関係機関や団体の連携が図ればよい。

また、自殺既遂者数は減少していても、未遂者はまだまだ多いと感じる。未遂者支援のあり方等についても事例を積み重ねて考えていかなければならない。希死念慮が持続している外来患者も多くいる。医療者や行政によって支援しているケースも多い。

中高年の方は経済問題で悩むことが多い印象だが、若年者の中には家族関係等の家庭問題で心身の調子を崩す方もいる。個人情報の問題もあるが情報共有をして支援できるよう、事例を重ねながら取り組めればよい。

事業所や勤労者において、うつ病の問題は大きい。職場が発症の主な要因になる場合、過重労働やパワハラ、職場の人間関係等がある。うつ病によって休職に至る場合もある。ストレス要因が取り除かれたからといって治癒するわけではない。事業所によっては相談に応じる職員に知識がなく、うつ病休職者に対してどのように対応してよいかわからない所もある。事業所の経営者や休職者本人が相談できる窓口があればよい。現場ではうつ病休職も他の傷病休職と同様の扱いとなる場合が多いと思われる。

労災の場合と労災ではない場合とがある。申し立てから労災認定まで期間を要するため、結果がわかるまでは傷病手当で対応している事業所もあるだろう。事業所向けの職場復帰支援について、厚生労働省「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等があるので参考になる。

失業による生活苦で借金をした場合、再就職ができないと返す当てがない。借金があるというストレスからうつ病になる場合もあると思う。破産手続に限らず一般の人に正しい知識を普及させる必要がある。

経済問題等自殺リスクにつながる個別の課題の背景に、現代社会が人間の価値を生産

性で判断したり、自己責任を強く求めたりする風潮があると感じる。個別の課題を解消するための取組において、人の生存に係る課題は社会全体で取り組むという認識を共有して実施すべきだと考える。また、子どもの自死については、大人や社会の責任が非常に大きい。自殺対策は、世間や社会が人を自殺に追い込む面があるという認識を踏まえて実施すべきだと考える。

自殺を考えた人の相談を受ける立場となる相談員等は、現実的な解決につながる相談窓口や利用できる資源に関する情報や知識を広く持っている必要がある。相談窓口の周知について、悩みの内容別に相談窓口が周知されるとよい。今年度の市報における自殺対策強化月間の自殺対策の記事は充実していた。

自殺対策において、正しい知識の普及啓発や相談窓口等の周知は重要である。ベッドサイド法律相談について司法書士会はどのように周知しているのか。

ベッドサイド法律相談は、医療機関との連携が必要である。しかし、単にリーフレットを送付して周知すればよいということではない。例えば、研修等でつながりができた医療職の人に連絡を取って病院を訪問し、取組について直接説明するなど工夫している。医療機関にとっても患者をつなぐ先が信頼できる所でなければ安心できないと思う。

< 『かながわ「いのちの授業」ハンドブック【概要版】』について質疑等 >

「いのちの授業」はどのような時間に行われるのか。道徳の授業時間に行うことは可能か。

道徳の指導内容に「生命尊重」があり、道徳の時間に実施することもある。生活や理科において、生き物を育て触れ合う学習の中で生き物と関わる楽しさや大切さ等について考える機会とする等、各教科に「いのちの授業」を織り込んで取り組む例もある。

今後も協議会において、関係団体の取組状況について共有し、意見交換をする場を設け、自殺対策における関係団体の連携強化につなげていきたい。委員の皆様の説明していただくこともあると思うのでよろしくお願ひしたい。

(2) 第 2 次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の進行管理について

・事務局から次のことを説明

庁内各課・機関の取組について実施状況を取りまとめて協議会に報告し、審議する。

関係団体等の取組について実施状況を取りまとめて協議会に報告し、審議する。

個別の取組について情報共有し、関係機関・団体の連携を深めていく。

ただいまの説明のとおり、計画の進行管理については、まず事務局が全取組の実施状況を取りまとめて協議会に報告するとともに、協議会において、その内容を審議することをもって行うことを基本とし、また、報告のあった取組の中から、個別に取り上げて進捗状況等を把握し、意見交換や情報共有をして連携を深めて自殺対策を総合的に推進していくことも計画の進行管理の一つとしていきたいと思うがいかがか。

(異議なし)

それでは、事務局は平成30年度の取組の実施状況等について取りまとめ、来年度の協議会で報告するようお願いする。

(3) その他

・ゲートキーパー養成研修について

精神保健福祉センターから次のことを説明

計画におけるゲートキーパー養成の位置付け

研修講師として市職員の派遣

職場や団体等における研修や学習活動に活用してほしい。

DVD視聴など研修の基本的な構成等

研修開催に当たっては、研修対象等に応じて、要望に応じた形式や時間枠で実施することが可能

<質疑等>

市の自殺の状況と併せて、ゲートキーパー養成研修について市自治会連合会に説明に来てもらうことは可能か。

研修についての説明も可能である。是非、お願いしたい。

仮に10名以上の参加者が集まれば、一般市民を対象に開催することは可能か。

可能である。団体でなければならないということはない。要望に応じて相談の上、対応したい。例年9月の自殺対策強化月間には市民を対象としたゲートキーパー養成研修を開催しているので、これに参加することも可能である。

議事は以上で終了する。円滑な議事進行に協力いただき感謝する。

会議録の作成について、会長に一任いただきたいがよろしいか。

(異議なし)

では、会議録については、会長が事務局と調整し、作成することとする。

事務局から連絡事項等はあるか。

会議録は作成後、各委員に送付する。

また、来年度第1回会議は平成31年8月頃の開催を予定している。具体的な日程については、各委員の都合を伺い決定したい。

では、副会長に閉会をお願いする。

長時間、審議をいただき感謝する。

個別の取組の実施状況について情報共有や意見交換をし、自殺対策について審議することは意義がある。

先日、神奈川県司法書士会において、ゲートキーパー研修の中でLGBTと自死について取り上げた。LGBTの方は、幼少期からLGBTであることを「おかしい」、「気持ち悪い」等という自己否定にもつながりかねない言葉や態度に接することがある。これは社会の理解が不十分なことが要因の一つでもあるため、「いのちの授業」等の取組は幼稚園や保育園でも実施することが大切であるといえる。

ゲートキーパー養成研修については、自死に関する理解を深め、支援者を増やす取組もある。自殺リスクのある人に気づき、専門家や相談窓口等につなげ、一人でも多くの人を自死から救うことにつながる。是非、各委員におかれては所属での研修開催について検討いただきたい。

相模原市自殺対策協議会第2回会議は以上で閉会する。

閉会

以上

相模原市自殺対策協議会委員出欠席名簿

平成31年2月7日(木)

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	新井 久稔	北里大学医学部		出席
2	佐藤 聡一郎	相模原市医師会		出席
3	坂田 深一	相模原市病院協会		出席
4	田中 弘子	相模原市薬剤師会		出席
5	正木 利恵子	相模原地域産業保健センター		出席
6	佐藤 清美	相模原市立小中学校長会		出席
7	冢住 悦子	相模原商工会議所		出席
8	木村 徳泰	日本労働組合総連合会神奈川県連合会相模原地域連合		出席
9	甲斐田 沙織	神奈川県弁護士会		出席
10	比留川 昇良	神奈川県司法書士会	副会長	出席
11	中村 方子	相模原市民生委員児童委員協議会		欠席
12	田代 明寛	相模原市自治会連合会		出席
13	永野 肇	横浜いのちの電話	会長	出席
14	和泉 貴士	全国自死遺族総合支援センター		欠席
15	秋場 智子	公募		出席
16	長谷川 孝	公募		出席
17	水谷 英正	公募		出席
18	小島 和彦	相模原公共職業安定所		欠席
19	森 俊行	神奈川新聞社		欠席
20	吉川 裕介	相模原警察署		欠席